

The cover features a central diamond-shaped collage. The top-left corner shows white cherry blossoms. The top-right corner shows a field of bright yellow sunflowers. The bottom-left corner shows vibrant orange autumn foliage. The bottom-right corner shows a blue sea with several white birds flying. The central part of the diamond shows a modern building with a glass facade and a sky with white clouds, framed by green tree branches.

環境報告書 2021

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター

環境報告書 2021

目次

I 環境報告書の発行に際して

- はじめに 1
- トピックス 2

II 事業概要

- FAMICの役割 3
- 組織体制 4
- 業務の概要 5

III 環境配慮の取組

- 概要 12
- 環境配慮の基本方針 13
- 環境配慮の取組体制 14

IV 環境計画及び取組状況

- 行動目標 1
 - －検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務） 15
- 行動目標 2
 - －分析機器の効率的な利用－ 21
- 行動目標 3
 - －水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル（管理業務）－ 22
- 行動目標 4
 - －グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）－ 26
- 行動目標 5
 - －役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信－ 27
 - （参考）
 - ・環境配慮への行動目標
 - ・環境計画

V 環境報告書に対する外部の方からのご意見 36

－環境報告書 2021 について－

「環境報告書 2021」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」）が 2020 年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

- ・報告対象範囲
 - 本部及び全地域センター
 - ・報告対象期間
 - 2020年4月～2021年3月
 - ・数値の端数処理
 - 表示桁未満を四捨五入しています。
 - ・参考にしたガイドライン
 - 「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省)
 - 「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(環境省)
 - ・発行日
 - 2021年9月
 - ・公表媒体
 - FAMICホームページ <http://www.famic.go.jp/>
- 【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境配慮・無駄削減推進委員会

（事務局：総務部総務課）

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL：050-3797-1830

FAX：048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

Ⅰ 環境報告書の発行に際して

○はじめに

FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)は、肥料、農薬及び飼料といった農業生産資材や食品などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

FAMICでは、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供してまいります。

事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、2015年度に環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備し、以降、その体制の下で、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップのほか、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組んでいます。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に業務のデジタル化を一層進めたことなどが環境負荷の低減にもつながりました。

今後も、気候変動や廃棄物処理などに係る取組に限らず、SDGsの目標達成をはじめ、環境問題に幅広く取り組んでまいります。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対してご意見をお寄せいただければ幸いです。

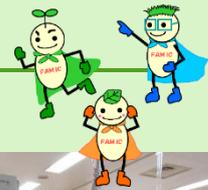
2021年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志



〇トピックス



◆所要時間及び酸の使用量を大幅に削減した分析法を開発

ICP-MS 法によるマイクロ抽出を用いた肥料及び飼料中の重金属等の多元素同時分析法の開発に取り組み、肥料では個別法の合計に比べ所要時間が16分の1、酸の使用量が1試料あたり3分の1となる分析法を開発し、飼料では同様に所要時間が7分の1、酸の使用量が1試料あたり5分の1となる分析法の開発を進め、環境負荷の低減につなげています。



誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS)を用いた肥料及び飼料原料中の金属元素の分析



有機溶剤を使用して油脂を抽出する作業

◆有機溶剤の使用量を大幅に削減した分析方法を使用

FAMICは、環境負荷の軽減や人体への悪影響を低減するため、分析方法の改良に取り組んでいます。例えば、ブリやマダイについて「天然」か「養殖」かを判別する検査方法では、従来に比べ1試料あたりの有機溶剤の使用量を800mLから50mL(年間で合計約70Lを約4L)へ大幅に削減し、廃液が少なく環境負荷を低減した分析方法を開発し活用しています。



天然表示のブリ商品

◆研究報告や会議資料のデジタル化でコピー用紙使用量の大幅削減

(過去5年間平均削減率:98.3% → 2020年度:82.5%)

(主な削減事例)

- ・「肥料研究報告」及び「飼料研究報告」(冊子)を電子ジャーナル化することで、A4判サイズ約10万枚の紙資源を削減
- ・所内会議(役員会議等)の資料をデータ配布することで、約1万枚削減
- ・認定センター主催の技術委員会をウェブ開催し、資料のデータ配布により約3,600枚削減



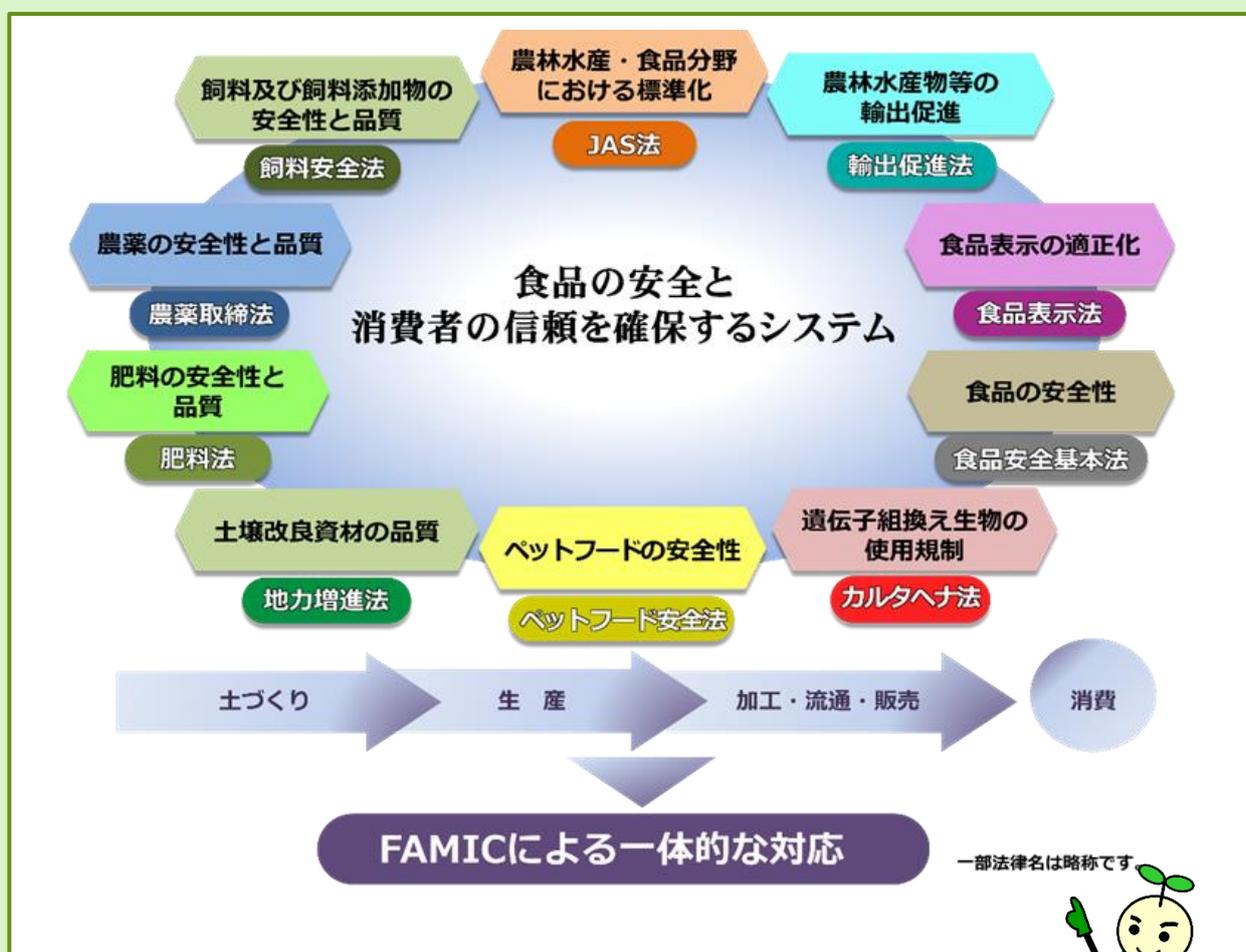
データ配布による所内会議風景

II 事業概要

○FAMICの役割

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、食品の適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、農林水産省との密接な連携の下に、専門技術的知見を生かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な実施、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献してまいります。



○組織体制



○業務の概要

肥料の安全性の確保

肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行われています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格[※]への適合性をチェックします。

※公定規格：肥料法に基づいて定められた肥料の品質などの基準



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

肥料の立入検査

肥料の生産事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、肥料の収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

土壌改良資材の検査

地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づき、土壌改良資材の製造事業場に立ち入り、土壌改良資材の集取等を実施し、表示が適正に記載されているかについて試験を行います。

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され、適切に使用されなければ、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、農薬取締法に係る以下の業務を実施しています。

農薬の登録審査

農薬の登録に際し、申請者から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について審査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について、登録基準を満たしているか、厳正な審査を行います。FAMICの審査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



登録申請の受付



申請書類と添付の試験成績書

農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

農薬GLP制度に基づく調査

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、残留性、生態影響や環境動態等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、GLP*基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の調査を行います。

*GLP(Good Laboratory Practice): 試験施設で実施される安全性試験成績の信頼性を確保するための規範

農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検及び残留状況の調査分析を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、飼料の収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。



立入検査における飼料の収去

飼料添加物の検定

抗生物質製剤を製造又は輸入する業者(登録を受けた事業場は除く)がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造・輸入業者からの申請に基づき、ロットごとに検定を行います。



LC-MSによるカビ毒の分析

BSEの発生防止に関する業務

BSE*の発生防止のため、肉骨粉などの製造事業場が製造基準に適合しているかどうか、現地検査や製品検査により確認を行います。

※BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy): 牛海綿状脳症

飼料等のGMP適合確認

飼料等の製造事業者からの申請に応じ、飼料等のGMP*ガイドラインへの適合状況を現地検査などにより確認し、確認証を発給します。

※GMP(Good Manufacturing Practice):

原材料の調達から製造・出荷までの全工程における製造管理及び品質管理を徹底することにより、製品の安全を確保するための基本的な管理手法



適合確認のための現地検査

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

食品等の品質と表示の適正化

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づくJAS[※]制度は、農林水産物・食品やこれらの取扱い等の方法などについての規格(JAS)を国が制定するとともに、JASを満たすことを証するマーク(JASマーク)を、当該農林水産物・食品や事業者の広告などに表示できる制度です。FAMICは、農林水産省と連携してこの制度に係る様々な業務を実施しています。

また、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づき定められた『食品表示基準』では、販売される全ての食品に、食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

※JAS(Japanese Agricultural Standards): 農林水産・食品分野において農林水産大臣が定める国家規格

JASの制定等に係る調査・分析

JASの制定等については、規格に関する調査・分析を行い、国際化を見据えた規格原案を作成します。また、事業者団体等から提案される規格案について規格化をサポートします。



木質建材の品質に関する調査

登録認証機関等に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認証機関等が適正にJAS認証業務を行っているかどうかを確認するため、立入検査等を行います。



外国における有機ほ場での立会調査

食品表示の監視

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料名等が正しく表示されているか否かについて、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や自然毒による人の健康への悪影響については、その発生の可能性とその悪影響の大きさの程度を事前に予測し、悪影響の発生を未然に防止・低減することが重要です。その政策や措置を検討するためには、食品中の有害化学物質や自然毒の科学的な実態調査が不可欠です。

実態調査の実施に当たり、有害化学物質等が含まれる量を精確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、麦類のかび毒の試験について ISO/IEC 17025*認定を取得し、農林水産省が行う実態調査に信頼性の高い分析結果を提供しています。このほか、民間の分析機関では困難な有害物質について、分析できる体制の確立に取り組んでいます。

*ISO/IEC 17025: 試験所などの能力に関する国際規格

国際関係

国際標準化機構(ISO)における食品や飼料、林産物等の規格を扱う委員会の国内審議団体として、国内意見の取りまとめ等を行っています。

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。

農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構(OECD)等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



ISO/TC34 国際会議



情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や民間企業等と連携して調査研究を進めることもあります。開発した技術をマニュアル化するなど検査業務に活用しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025 の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

職場における労働安全衛生の水準の向上

FAMIC安全衛生方針の表明

労働安全衛生水準の向上は、法令で定められた事業者の措置義務を果たすことはもちろん、事業場の自主的な労働安全衛生活動をすることが重要です。

そのため、FAMICにおける労働安全衛生に関する基本的な考え方、理念、課題を明確にし、理事長の責任のもとで継続的に労働安全衛生水準の向上を図るため、「FAMIC安全衛生方針」を表明しています。

この方針の下、本部、農薬検査部（小平[※]）、横浜事務所並びに全地域センターの各事業場の長が、安全衛生委員会及び職員の意見を踏まえ安全衛生目標を策定しています。

※小平：本部組織の農薬検査部所在地

FAMIC安全衛生方針



FAMIC安全衛生方針

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。業務遂行に当たっては、労働安全衛生関係法令等を遵守し、職員の安全と健康の確保を図っていくことが組織の円滑な運営のみならず、国民の信頼の確保にも不可欠であることの認識に立ち、下記に基づき業務を推進します。

記

1. 労働安全衛生関連法令等を遵守します。
2. 全員参加による労働安全衛生マネジメントシステムを適切かつ効果的に実施・運用することにより、すべての事業場において労働災害の防止を図ります。
3. 職員間のコミュニケーションを重視し、安全衛生意識の高揚を通じて、事業場における安全と健康の確保を図ります。

令和 元 年 月 日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

安全衛生目標(本部)

安全衛生目標

1. 労働安全衛生関係法規、独立行政法人農林水産消費安全技術センター安全衛生管理規程等を遵守し、役職員の安全衛生に対する危険感受性の向上、健康保持増進に取り組みます。
2. リスクアセスメントを定期的かつ継続的に実施し、危険性又は有害性の特定を行い、リスクの高い要因を優先的に低減します。また、労働災害の発生時には迅速に原因究明・対策を行います。
3. 安全衛生委員会、作業主任者等を活用し、職員の意見を積極的に取り入れます。
4. 過重労働及びメンタルヘルス不調による健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図ります。
5. 整理・整頓・清掃・清潔・習慣について諸会議等で繰り返し伝達し、定着を図ります。

(本事業場の長)
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

III 環境配慮の取組

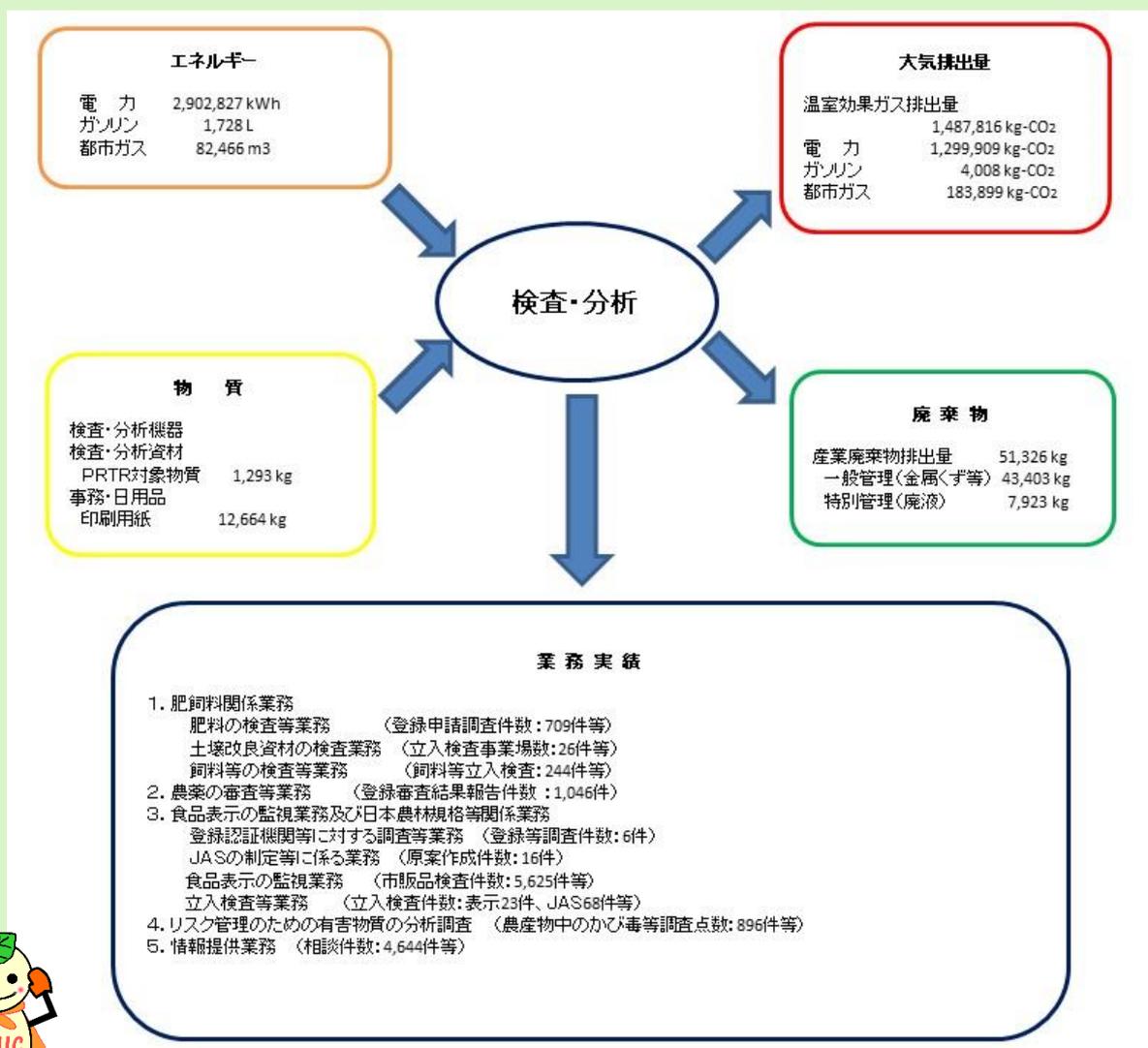
○概要

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、消費者の信頼の確保に努めていくことが重要です。

このため、2015年度から、FAMICの業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備しました。

FAMIC環境負荷の全体像(2020年度)



○環境配慮の基本方針

環境配慮への取組について、FAMICの基本姿勢を明らかにするため「環境配慮の基本方針」を定めています。

FAMICにおける環境配慮の基本方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としており、環境保全や資源の有効利用の促進に関する法律等の理念にのっとり、環境への負荷低減等の責務を積極的に果たしていくことが、組織の円滑な運営のみならず国民の期待にも応えることになるとの基本認識に立ち、下記に基づき業務を遂行します。

記

1. 環境保全等に資する各種関連法令を遵守し、検査、分析等に使用する化学物質等を適切に管理・使用し、また、廃液・廃プラスチック等を適切に処理します。
2. 資源の有効利用の促進の観点から、検査・分析に必要な分析機器等の効率的利用を図ります。
3. また、業務の実施に不可欠な水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を図り、特に紙類については、リユース、リサイクルにも取り組みます。
4. グリーン購入法に基づくグリーン調達の実施に努めます。
5. 上記の他、役職員への環境教育の実施やFAMICにおける環境配慮の取組状況の発信等を通じて環境への配慮を求める国民の声に応えます。

令和元年6月6日

独立行政法人

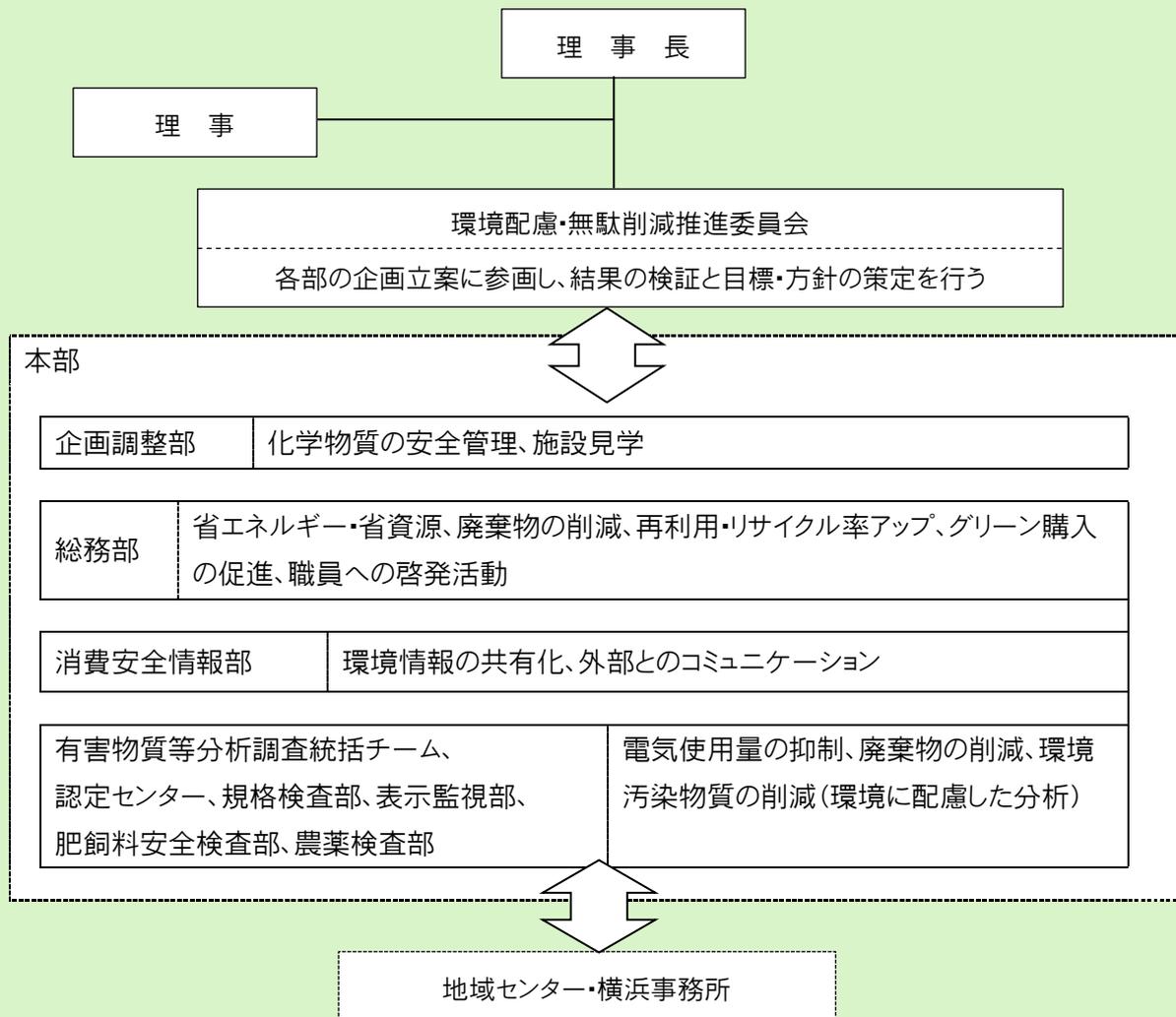
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

○環境配慮の取組体制

(1)環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮・無駄削減推進委員会を設置し、本部、横浜事務所及び地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。



(2)環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境配慮・無駄削減推進委員会において計画(Plan)を立て、実施(D)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Act)を行うサイクル(PDCAサイクル)を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。環境計画の遂行状況の適時把握に努め、見直し改善を図っていきます。

IV 環境計画及び取組状況

○行動目標 1

－検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)－

有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組

各種化学物質の使用にあたっては、一時保管、廃棄指定場所における漏えい防止の徹底をしています。また、定期的(四半期ごと)に排水の検査を実施しており、排水中の有害物質濃度が検出限界以下であることを確認しています。

◆有害物質を含む水の漏えい防止

有害物質を使用する実験室に設置している排水機能を有する設備(流し台など)は、有害物質使用特定施設として定期的に検査を実施し、有害物質を含む水の漏えいによる地下水汚染の未然防止を図っています。



本部(研修実験室 流し台)



神戸(一般成分検査室 排水パン)

廃棄物の削減、試薬類の適正な管理

◆薬品の管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、消防法(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

薬品の管理にあたっては、薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。

薬品瓶バーコード



薬品管理システム

また、これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、本部及び各地域センター等に配置した管理者の下、適切な取扱いを徹底しています。



薬品保管庫



薬品保管庫内部

◆PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理処理

PCBは1973年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)によって製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者が保管することが義務づけられました。

また、2012年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は2027年3月31日と定められました。

FAMICでは、従来からPCB廃棄物を専用保管庫で保管するなど適正に管理していましたが、2020年度は、ノンカーボン紙57.4 kg、薬品162.4 gについては、資格をもった業者に処分を委託し、残りのPCB廃棄物(高圧トランス3台)については、引き続き適正に管理し、2021年度以降に処分する予定です。

なお、保管状況については、「安全衛生委員会」において適宜確認しています。



高圧トランス

◆PRTR法に指定されている物質の排出量管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。2020年度は、同法の届出対象となる88物質を使用しました。それぞれの届出対象となる化学物質の使用量は、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量未満でした。

FAMICで使用した主なPRTR対象物質(2020年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名				
	アセトニトリル	ノルマル-ヘキサン	ジクロロメタン	トルエン	クロロホルム
札幌センター	63	9	—	—	—
仙台センター	71	5	—	1	1
本部	297	30	—	—	11
農業検査部	178	20	76	8	—
横浜事務所	68	12	—	3	—
名古屋センター	69	7	1	2	1
神戸センター	228	24	3	3	5
福岡センター	62	8	—	3	1

注) 本部・農業検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。管理の対象となる化学物質は562、そのうち、排出量等の届出の対象となる化学物質は462です。(2021年3月31日時点)

実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理

廃液の分別については、各事業所で廃液分別図を作成して適切な分別を行っています。分別にあたっては、廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ毎に、廃液タンクに貼付する廃液分類カードを色分け区分して識別しやすくし、適切な分別を行っています。



廃液分類カードの色分け



大きなトレイでの管理
(横浜の例)

環境中への大気汚染物質の排出削減

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っています。

これらの作業では、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで作業員への曝露を防止するとともに、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、湿式又は乾式の2種類があります。



排気装置(ドラフトチャンバー)

【排ガス洗浄装置(湿式・乾式スクラバー)】

全事業所合計で93台保有しており、湿式は硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和、乾式はアセトニトリルなどの有機溶媒の活性炭吸着除去に用いています。

これらの装置は、職員が定期的に、メンテナンス、外観や作動状況(異音)を点検するとともに、年に一度、業者による保守点検を行っています。

これらの取組によって、装置を良好な状態で維持し、大気汚染防止や環境負荷低減を図っています。



湿式スクラバー 本部(屋上)



屋上スクラバー群 本部(屋上)

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期点検を実施し、適切な温度管理によるフロン類の排出抑制を図っています。

機器等の購入にあたっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に則り、特定フロンを使用していない旨を仕様書で明示するなど、フロン類排出抑制を踏まえた購入に努めています。

廃棄物の適正な管理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMIC又は合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICは、5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物業者に引き渡すまでの間、特別管理産業廃棄物保管場所で適正に管理しています。この管理の徹底を図るため、新規採用者への研修等も実施しています。



特別管理産業廃棄物保管場所



特別管理産業廃棄物保管場所内における廃液管理

廃棄物の適正な処理

処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で規定される分類にしたがって回収し、廃液処理業者等に委託しています。

特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る2020年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが7,923 kgとなり前年度(10,602 kg)と比べて減少しています。

廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理を行っています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者に処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記入するとともに検査を担当する職員が適正に処理されていることをその都度確認しています。



特別管理産業廃棄物



収集・運搬作業

その他 (放射性同位元素の適正管理)

放射性同位元素は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられています。

FAMICでは、ガスクロマトグラフの検出器のECD用線源2個及び表示付認証機器のECD[※]用線源6個を法令に基づき適正に使用しています。

※ECD: エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器)



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

○行動目標 2

－分析機器の効率的な利用－

分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は、電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める

分析機器を効率的に利用するため、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源をオフにするとともに実験室等に設置されているエアコンについても、分析機器の稼働に併せてオンとオフを行うなど省資源・省エネルギーに努めました。

また、分析機器の購入又は更新にあたっては、「分析機器整備・管理委員会」において緊急性・必要性和併せて効率的な利用についても審議しました。

検査試薬・試料等を保管する冷凍庫、冷蔵庫等は、稼働時間が長く電力消費量が多い分析機器ですが、最新型は省エネタイプとなっているため、2020年度は、購入後10年以上経過している冷蔵庫等のうち、老朽化により温度調節機能が低下しているもの4台を更新しました。

FAMIC が保有している分析機器の中でも保有台数が多く老朽化したもののうち、液体クロマトグラフ、原子吸光分光光度計等について、必要性を精査することにより集約化に努め、9 台を削減しました。

個々の装置で少量の水を作ることと止めて電力の消費を抑えるため、老朽化した超純水製造装置 1 台を削減し、市販の超純水を購入することとしました。

今後も引き続き分析機器の効率的な利用及び保有台数の削減や老朽化した機器の更新について検討し、環境への配慮に努めてまいります。



※超純水製造装置は、水道水または純水から有機物や無機物、微粒子、気体などを様々な工程を経て取り除き、非常に純度の高い水(超純水)を精製する機械。

(超純水を試薬調製または試料溶液の希釈に使用する分析例)

- ・D N A検査
- ・無機元素分析

○行動目標 3

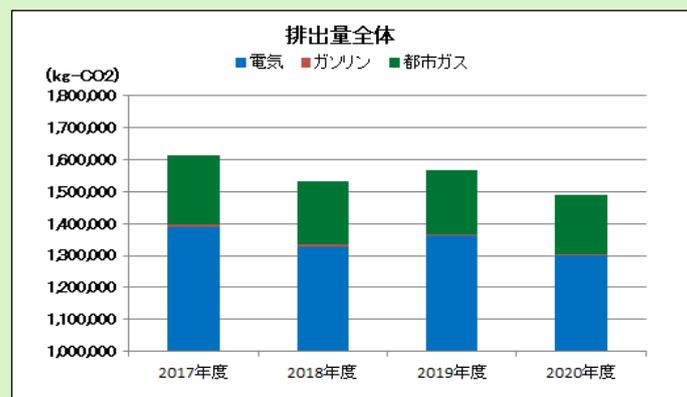
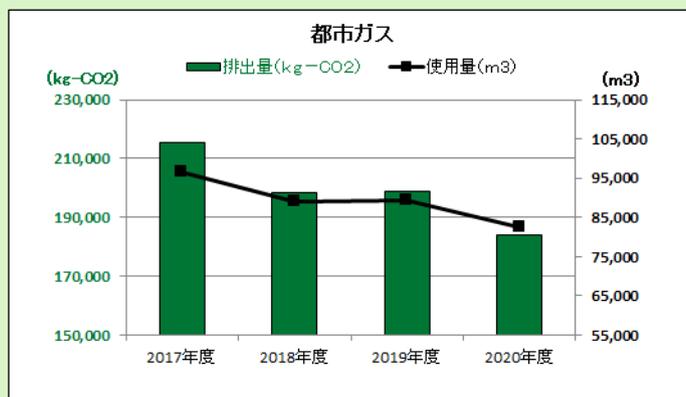
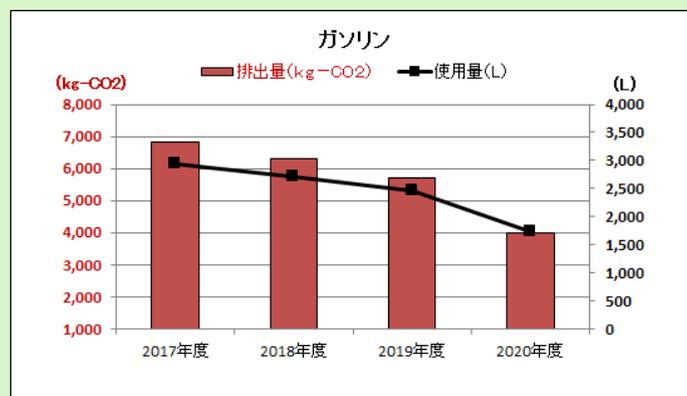
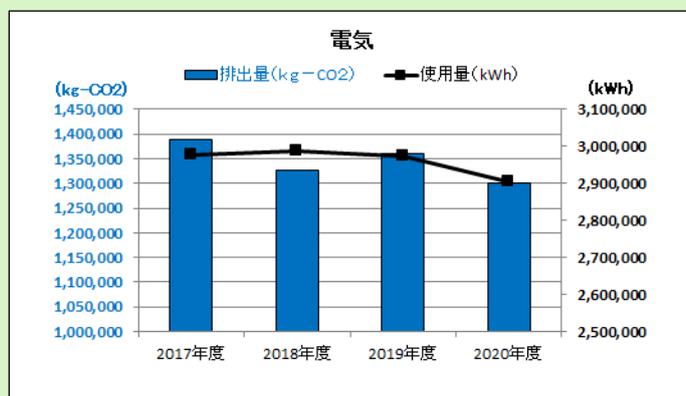
一水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)一

省エネルギーの推進、節電の徹底

◆環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

2020年度の使用量は、電気は前年度の約97.6%、ガソリン使用量は前年度の約70.4%、水道使用量は前年度の約97.3%と前年度より減になりました。排出量全体についても、契約業者の排出係数で算出したところ、前年度より約5%の減となりました。

温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量



注)各年度の排出量は、その年度の契約業者の排出係数で算出

水道使用量

水道量 (m3)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	対前年度比
	8,900	7,580	7,116	6,921	97.3%

注)合同庁舎に入居している本部及び地域センターのガソリンを除く各使用量については、入居官署間で按分されています。

◆単独庁舎にみる光熱水量の推移

FAMICには、他の官署が維持・管理している合同庁舎に入居している庁舎(本部(含む横浜)、札幌、仙台、名古屋)と、FAMICが単独で維持・管理している庁舎(小平、神戸、福岡)があります。

単独庁舎には、他官署との共用部分が無いことから、FAMIC単独の電気量、ガス量、水道量の個別集計ができ、2020年度は、対2017年度比でいずれも削減されました。

電気量(kWh)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	対2017年度比
小平	652,479	664,421	622,733	633,206	3.0%減
神戸	825,821	763,422	790,217	764,789	7.4%減
福岡	207,711	194,979	195,232	183,927	11.5%減

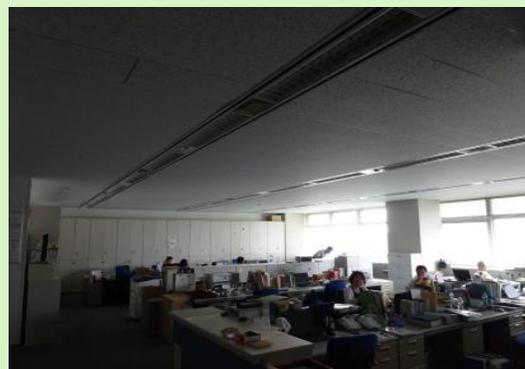
ガス量(m ³)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	対2017年度比
小平	47,982	48,241	47,932	41,534	13.4%減
神戸	25,019	18,011	20,016	19,443	22.3%減
福岡	21,886	19,574	18,031	18,672	14.7%減

水道量(m ³)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	対2017年度比
小平	2,669	2,691	2,123	2,359	11.6%減
神戸	3,803	2,765	2,871	2,620	31.1%減
福岡	721	664	658	578	19.8%減

◆光熱量の節約を図る取組

FAMICでは、「環境配慮・無駄削減推進委員会」において、毎年度、光熱水料等の節約、コピー用紙の使用量削減などの取組目標を定め、職員に無駄削減の意識を向上させるため活動等を行っています。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入などにより光熱量の節約を図る取組を行いました。また、毎年実施している地球温暖化防止対策の一環であるクールビズについても、5月1日から9月30日の間実施しました。



昼休みの室内消灯(本部)

小平庁舎や神戸センターでは、条例に基づいて緑化を進めることにより、環境配慮(冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和)に取り組んでいます。



小平庁舎屋上



神戸センター正面緑化

◆さいたま新都心(合同庁舎)の環境配慮

本部が入居している「さいたま新都心合同庁舎」では、屋上に設置されたソーラーパネルにより太陽光発電を行い利用しています。

また、現在の発電量を数値表示することで、『見える化』をし、往来する人々への環境配慮を啓蒙しています。

撮影時の発電量は14.7kwを示しており、一般家庭が必要とする電力量(約10kw)を上回っていました。



用紙類の使用量の削減

資料の印刷にあたっては、両面印刷、ツーインワン(2ページを1ページに印刷)等の徹底、使用済みコピー用紙の裏紙を使用するなど、コピー機、プリンターの使用抑制によるコピー用紙の節約に取り組んでいます。

また、電子メール、WEB会議システムやプロジェクター等の利活用によるペーパーレス化にも努め、コピー用紙の削減に取り組んでいます。

2020年度のコピー用紙使用量は、前年度と比較して約18%減少しました。

引き続き用紙類の使用量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んでいきます。

FAMICにおけるコピー用紙使用量

	2019年度	2020年度	対前年度比
使用量 (箱)	1,454	1,200	82.5%

主な削減事例

○調査研究業務で得られた成果を公表するために、これまで業務委託し、冊子化していた「肥料研究報告」及び「飼料研究報告」を電子ジャーナル化することで A4 判サイズおよそ約 10 万枚の紙資源の削減を図り、環境負荷の低減につながる取組を行いました。

○認定センターが主催する会議(技術委員会)をウェブ開催にするとともに、会議資料をデータで配布することにより、地域センター職員の会議出張に係る燃料費の削減や印刷用紙の使用削減(年間で約 3,600 枚)を行いました。

○一部の会議を対面形式からメール会議(計22回開催)としたことにより、ペーパーレス化による紙使用の削減(年間で、約 2,000 枚)を行いました。

○役員会、役員・所長等会議等において会議資料をデータで配布することにより印刷用紙の使用削減(年間で約 10,000 枚)を行いました。

再使用の促進、資源ゴミの分別

全ての事業所で、グループウェア、電子メールの活用によるペーパーレス化、使用済み用紙の裏面利用、両面印刷の推進による一般廃棄物の削減に取り組んでいます。

また、ゴミの分別回収を徹底し、リサイクルに努めています。

2006年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、電気冷蔵庫等を廃棄する場合は適正に処分しています。



ストックレー(分別と裏紙利用)

その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを行っています。



ゴミの分別状況(本部 3階ゴミ置き場)



空きビンの保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)

○行動目標 4

ーグリーン購入法に基づく調達の推進(管理業務)ー

事務用消耗品類のグリーン商品の購入

FAMICでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月7日変更閣議決定)に基づき、2020年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、特定調達物品[※]に関しては、2020年度の調達目標を100%と設定し、全て目標値を達成しました。

なお、特定調達物品以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

※特定調達物品等:国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」

主な物品のグリーン購入の状況(2020年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	目標達成率
紙類	コピー用紙	100 %	12,555 kg	12,555 kg	100 %
	塗工されていない印刷用紙	100 %	90 kg	90 kg	100 %
	塗工されている印刷用紙	100 %	8 kg	8 kg	100 %
	トイレトペーパー	100 %	369 kg	369 kg	100 %
文具類	シャープペンシル	100 %	70 本	70 本	100 %
	ボールペン	100 %	930 本	930 本	100 %
	マーキングペン	100 %	462 本	462 本	100 %
	粘着テープ(布粘着)	100 %	51 個	51 個	100 %
	のり(固形)(補充用を含む。)	100 %	30 個	30 個	100 %
	ファイル	100 %	4,041 冊	4,041 冊	100 %
	事務用封筒(紙製)	100 %	14,410 枚	14,410 枚	100 %
	タックラベル	100 %	44 個	44 個	100 %
	付箋紙	100 %	2,716 個	2,716 個	100 %
オフィス家具等	いす	100 %	2 脚	2 脚	100 %
	収納用什器(棚以外)	100 %	0 台	0 台	—
O A 機器等	電子計算機(購入)	100 %	144 台	144 台	100 %
	プリンタ等(購入)	100 %	17 台	17 台	100 %
	記録用メディア	100 %	30 個	30 個	100 %
	一次電池又は小形充電式電池	100 %	746 個	746 個	100 %
	トナーカートリッジ	100 %	566 個	566 個	100 %
	インクカートリッジ	100 %	113 個	113 個	100 %
照明	蛍光ランプ(ラピッドスタート形又はスタータ形)	100 %	81 本	81 本	100 %
制服・作業服	作業服	100 %	297 着	297 着	100 %

○行動目標 5

— 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信 —

環境教育の実施

自主的・積極的に環境保全活動に取り組むため、24名の新規採用者を対象とし、人間の活動が地球環境に与えている影響、環境に関する法規、FAMICの環境方針などの環境教育を実施しました。

新規採用者研修資料

FAMIC 環境配慮の取組について

人間の活動が地球環境に与えている影響

- ダイオキシン
- 温室効果ガス
- 自動車の排出ガス
- 水不足
- 熱帯林伐採
- レアアースの採掘
- ゴミ・不法投棄
- 黄砂
- 富栄養化
- 湖沼、海の化学物質汚染
- マルハナバチの侵入
- 外来生物の侵入
- 遺伝子組み換え生物の侵入
- 酸性雨
- アスベスト
- 環境ホルモン
- ポストハーベスト農業

環境保全に対する職員への啓発、ネットワークを利用した各種環境情報の共有化

FAMICでは、グループウェア内に「環境データベース」を作成し、役職員への環境に関するFAMICの取組について周知を図るため、「FAMIC環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲載、これまで公表してきた「環境報告書」掲載や、環境に係る法令等の掲載など、環境に関する意識の向上に努めています。

FAMICグループウェアの「環境データベース」

返答
メインピックへの
吉崎 公二/農林水産消費技術センター
2018/07/05 10:18

文書タイトル: **FAMIC環境配慮基本方針・行動目標・環境計画**
返答の対象: 環境データベース
カテゴリ: 14データベース

○FAMICにおける環境配慮の基本方針(元.6.6表明)

基本方針(元.6.6表明).pdf

○FAMICにおける環境配慮への行動目標(元.6.6表明)

行動目標(元.6.6表明).pdf

○令和2年度環境計画

令和2年度環境計画.pdf

FAMICにおける環境配慮への行動目標

- 1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）**
 - 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
 - 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
 - 3) 分析終了後の有機溶剤、腐酸、アルカリ溶液、廃棄物等の適正な処理
 - 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
 - 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
- 2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）**

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
- 3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル（管理業務）**
 - 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組
 - 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
 - 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進
- 4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）**
- 5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信**
 - 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
 - 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

令和 5 年 6 月 6 日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長
木内 英志

「環境データベース」における「環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲示



他法人の環境報告書

施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明

◆環境に関する社会貢献活動等

・施設見学の開催

FAMICの業務に関心のある消費者・事業者・学生などの皆さんの希望に応じて、施設見学を実施し、事業内容の説明などを行うとともに、有害物質の排出を浄化する設備などを紹介しています。令和2年度においては新型コロナの影響で、受入れをお断りしなければならないことが多かったところですが、一部ご要望を受けて、オンラインでの施設見学(大学生、約100名)に対応しました。



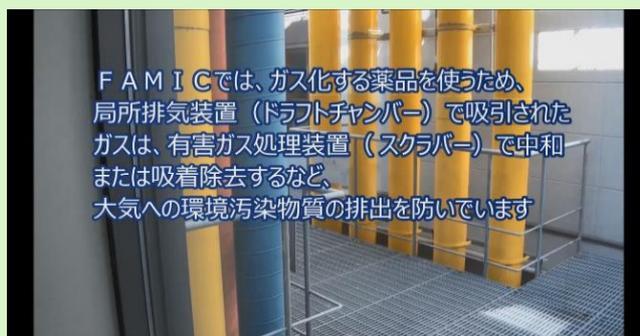
オンラインでの業務説明

・イベント等への出展

農林水産省消費者の部屋などに出展し、パネルや動画などを用いてFAMICの主な業務を分かりやすく説明しています。動画ではFAMICの試験で生じる排気ガスの処理についても紹介しています。



消費者の部屋の展示



動画による紹介

ホームページの活用

◆ステークホルダーへの対応

・FAMICホームページ

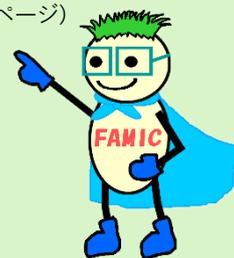
FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。

FAMIC ホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/> です。



FAMICホームページ(トップページ)



FAMIC ホームページアクセス数(2020年度)

アクセス数(件)	上半期(4-9月)	下半期(10-3月)	合計
	228,672	233,852	

注)「famic.go.jp」ドメインのページにアクセスしたユーザー数を集計しています。

その他の取組

◆広報誌「大きな目小さな目」

FAMICでは、農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は、5,000部を年4回作成し、半数以上を図書館、学校・教育関係機関へ配布している他、地方公共団体やその他関連団体等に配付しています。

なお、「大きな目小さな目66号(2021年11月号)」では「環境報告書 2021」を発行したお知らせを掲載する予定です。



◆フードバンクの活用

FAMICでは、万が一の災害に備え本部及び各地域センター等の単位で一定量の食料を備蓄しており、賞味期限の到来時期に合わせ更新し、賞味期限の切れた食料は一般廃棄物として廃棄していました。

令和元年5月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されたことを契機に、食品ロスや廃棄するためのエネルギーによる温室効果ガスの排出を減らすため、令和元年7月に「更新時期を迎える災害時用備蓄食料の有効活用について」の組織の方針を表明しました。

更新時期を迎えた備蓄食料については、方針に基づき、フードバンク※へ提供し、廃棄物の削減、温室効果ガスの排出削減に努めました。

※フードバンク： 食品ロスの削減や生活困窮者への支援のため企業や個人等から米やパン、缶詰等の食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設に無料で提供する取組を実施している団体

フードバンクへの提供数(2020年度)

事業所名	品名	提供数
本部	カンパン	198食
本部	アルファ化米	1,644食
福岡	アルファ化米	350食



備蓄倉庫の非常食の一部(本部)



本部の提供品

【参考】

○環境配慮への行動目標

「環境配慮の基本方針」で示した5つの方針について、具体的に取り組む内容を「行動目標」として定めています。

FAMICにおける環境配慮への行動目標

1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）

- 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
- 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
- 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
- 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
- 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用

3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル（管理業務）

- 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
- 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
- 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進

4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）

5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信

- 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
- 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

令和元年6月6日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

○環境計画

「環境配慮の基本方針」に基づき「環境配慮への行動目標」で示した取組み実現のための「行動計画」を盛り込んだ、「令和2年度環境計画」を策定しました。

<p>令和2年度環境計画</p> <p>農林水産消費安全技術センター (略称:FAMIC)</p>
<p>1. 対象となる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 令和2年度 ・対象組織・分野 FAMICにおけるすべての業務を対象とします。 <p>2. 事業活動に係る環境配慮の計画</p> <p>FAMICでは環境に配慮して次の事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、フロン類の排出抑制や地下水汚染の未然防止のための取組について強力に推進していきます。</p>

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)</p> <p>1) 各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)</p> <p>2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理</p> <p>3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組 ○廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ○試薬類の適正な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 ○実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理 	<p>1. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) ○「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) ○「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成 13 年法律第 64 号)

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>4)局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理</p> <p>5)その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理</p>	<p>○環境中への大気汚染物質の排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置及びスクラバーの適切な使用及び定期的点検・整備。 <p>○地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期的点検 ・ノンフロン機器の導入を検討する。 <p>○廃棄物の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者に引き渡すまでの期間、廃棄物を適正に管理する。 <p>○廃棄物の適正な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な分別を行い、廃プラスチック等の処理が適正に行われたかの処理をマニフェストで確認する。 	
<p>2. 分析機器等の効率的利用(分析業務)省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用</p>	<p>○分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める。</p> <p>○分析に当たっては、用紙類の使用量削減に努める。</p> <p>○購入から相当年数が経過し、エネルギー効率が悪いと考えられる分析機器等については、更新を検討する。</p>	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)
<p>3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)</p> <p>1)水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組</p>	<p>○省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型OA機器等の導入・パソコン、コピー機等のOA機器、冷凍冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、更新及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 ・節電効果の高いLED照明への更新を検討。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズ及びウォームビズについては、政府の実施期間に準ずるものとする。 ・冷房中のブラインド使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。 	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) ○「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) ○循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) ○資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号) <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減</p> <p>3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 ○用紙類の使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・集約印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用を促進する。 ・毎月コピー機の使用枚数を確認。使用状況を把握し、紙類消費の削減を検討。 ・会議資料等の電子共有を促進 ・WEB会議システム及びプロジェクターの活用 ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。 ○再使用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の促進。 ○資源ゴミの分別 <ul style="list-style-type: none"> ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収。 	
<p>4. グリーン購入法に基づく調達（管理業務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事務用消耗品類のグリーン商品の購入 ○分析機器等に付属するワークステーションを購入する際はグリーン商品の購入を検討する。 	<p>1. 法律</p> <p>○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)</p>
<p>5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信</p> <p>1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育</p> <p>2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に対する職員への啓発 ○ネットワークを利用した各種環境情報の共有化 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 ○環境報告書2020の発行及びホームページへの掲載 ○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明 ○ホームページの活用 	<p>1. 法律</p> <p>○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成 16 年法律第 77 号)</p>

V 環境報告書に対する外部の方からのご意見

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、外部有識者の方からご意見をいただいております。

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長

竹中 昭雄 氏

～環境報告書2021を読んで～



政府は 2021 年 5 月に地球温暖化対策推進法を改正し、2050 年までに脱炭素社会、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指し、2030 年度までに、「2013 年度比で温室効果ガスを 46%削減」という目標を掲げています。この目標は、各業種やセクターなどにとっては、非常に高い目標であるとともに、企業等に対しては、温室効果ガスの排出量に関するデータのデジタル化やオープン化が求められることとなります。また、気象に目を向けると、これまでは考えられなかったような豪雨による被害が毎年のように繰り返されたり、猛暑かと思えば、一転して時期はずれな寒い日が続いたり、異常気象と思えることが多くなっています。このような状況には、様々な原因があるものと思いますが、温室効果ガス排出による気候変動も一つの要因ではないかと考えられます。一方、昨年度から続いています新型コロナウイルスのパンデミックに関しては、変異株の出現等により治まる気配を見せておらず、ワクチン接種も精力的に続いているところですが、会議や研究会も多くがオンラインでの開催になる等、様々な面で、これまでの日常とは異なる状況となり、そのメリットやデメリットを考えても、コロナウイルスが終息した後も、パンデミック以前の状態には戻ることはないように思われます。

このような状況の中、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、その活動を通して農畜産物の安全性確保に大きく貢献するとともに、環境報告書 2021 にも記載してあるように、環境配慮や省エネルギーへ行動目標を策定し、正確に情報を発信していることは、今後の多くの企業や団体の模範となることであり、称賛に値するものです。特に、今回の報告書では、冒頭に 3 つのトピックスを掲載し、環境に配慮した分析法の開発やデジタル化によるコピー用紙使用量の削減などをアピールしている部分は良いアイデアだと感じました。また、12 ページにある FAMIC 環境負荷の全体像については、エネルギーや物質の流入から温室効果ガスなどの排出量を数値化した図としてまとめられていることは事業と環境負荷への影響が分かりやすく示されていてよかったと思います。ただ、記載された数値などが小さくて読みづらい部分は改善した方がよいと思いました。行動目標 2 の分析機器の効率的な利用では、冷蔵庫や分析機器の更新や削減について、具体的な数値が記載されており、改善されていると思います。また、行動目標 3 では、電気、ガス、ガソリン、水の使用量がすべて前年度を下回っており、職員各位の努力の賜

物であると高く評価できます。年度を重ねるごとに、報告書の内容も改善され、大変分かりやすいものとなっていますが、2点ほど、少し細かい部分となりますが、指摘をさせていただきたいと思います。

- (1) 理事長の挨拶にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大を機にデジタル化を一層進めたことが環境負荷の低減につながったとあり、その結果、行動目標3の中で、コピー用紙削減につながったことはよく理解できたのですが、実際には、職員のテレワークや在宅勤務による効果もあるように思いますので、説明があれば理解しやすかったのかと思います。また、グリーン購入では、蛍光灯が引き続き購入されているようですが、LED化などは検討されているのでしょうか。電気代の節約効果については限定的になるものと思いますが、初期投資は必要なものの、蛍光灯の購入の削減等、環境への負荷の低減が期待できるのではと思います。
- (2) 28ページの職員への啓発と情報の共有化の部分で、FAMICグループウェアの「環境データベース」が紹介されていますが、比較として掲載されている他法人の環境報告書の画像について、どこのものかは分かるものの文字が不鮮明で、掲載の意図が分かりにくいため、むしろFAMICデータベースの長所をアピールするようなものにした方が良かったのではないかと思います。

新型コロナウイルスの感染状況については、まだまだ予断を許さない状況ですが、今後、ますます省エネルギーや環境対策に注目が集まることが予想され、農業生産資材の安全性や食品の品質向上のための活動ばかりではなく、環境に配慮した活動についても、模範となるFAMICの役割は益々重要になるものと思われまます。今後のさらなる業務の進展と環境への配慮と省エネルギーへの取組に期待しております。

科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフード
チェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献
することを使命とします。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
<http://www.famic.go.jp/>

